

1 2 介護老人福祉施設

(1) 令和6年度報酬改定で変更があった加算（根拠法令）

※下段は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の根拠法令

令和6年度報酬改定で要件の変更及び追加となった加算は以下のとおりです。加算を取得する際は算定要件の確認をお願いします。

・高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）

H12 厚告 21 別表 1 注 6、H12 老企 40 第 2 の 5（6）、H27 厚労告 95 八十六の二の二

H18 厚労告 126 別表 7 注 7、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（6）、H27 厚労告 95 六十三の二の二

・業務継続計画未策定減算（新設）

H12 厚告 21 別表 1 注 7、H12 老企 40 第 2 の 5（7）、H27 厚労告 95 八十六の二の三

H18 厚労告 126 別表 7 注 7、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（7）、H27 厚労告 95 六十三の二の三

・個別機能訓練加算（Ⅲは新設）

H12 厚告 21 別表 1 注 14、H12 老企 40 第 2 の 5（16）、H27 厚労告 95 八十六の三の二

H18 厚労告 126 別表 7 注 14、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（16）、H27 厚労告 95 六十三の三の二

・ADL維持等加算

H12 厚告 21 別表 1 注 15、H12 老企 40 第 2 の 5（17）、H27 厚労告 95 十六の二

H18 厚労告 126 別表 7 注 15、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（17）、H27 厚労告 95 十六の二

・退所時栄養情報連携加算（新設）

H12 厚告 21 別表 1 ニ、H12 老企 40 第 2 の 5（23）、H27 厚労告 94 五十九の二

H18 厚労告 126 別表 7 ヘ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（23）、H27 厚労告 94 四十六の二

・再入所時栄養連携加算

H12 厚告 21 別表 1 ホ、H12 老企 40 第 2 の 5（24）、H27 厚労告 95 六十五の二、H27 厚労告 94 五十九の二

H18 厚労告 126 別表 7 ト、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（24）、H27 厚労告 94 六十五の二、H27 厚労告 94 四十六の二

・退所時等相談援助加算

H12 厚告 21 別表 1 ヘ、H12 老企 40 第 2 の 5 (25)

H18 厚労告 126 別表 7 チ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (25)

・協力医療機関連携加算（新設）

H12 厚告 21 別表 1 ト、H12 老企 40 第 2 の 5 (27)

H18 厚労告 126 別表 7 リ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (26)

・特別通院送迎加算（新設）

H12 厚告 21 別表 1 ワ、H12 老企 40 第 2 の 5 (33)

H18 厚労告 126 別表 7 ヨ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (32)

・配置医師緊急時対応加算

H12 厚告 21 別表 1 カ、H12 老企 40 第 2 の 5 (34)、H27 厚労告 96 五十四の二

H18 厚労告 126 別表 7 タ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (33)、H27 厚労告 96 四十四の二

・認知症チームケア推進加算（新設）

H12 厚告 21 別表 1 ツ、H12 老企 40 第 2 の 5 (39)、H27 厚労告 95 五十八の五の二、H27 厚労告 94 六十三の二

H18 厚労告 126 別表 7 ラ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (40)、五十八の五の二、H27 厚労告 94 五十の二

・排せつ支援加算

H12 厚告 21 別表 1 ラ、H12 老企 40 第 2 の 5 (42)、H27 厚労告 95 七十一の三

H18 厚労告 126 別表 7 ㇿ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (43)、H27 厚労告 95 七十一の三

・自立支援促進加算

H12 厚告 21 別表 1 ム、H12 老企 40 第 2 の 5 (43)、H27 厚労告 95 七十一の四

H18 厚労告 126 別表 7 ノ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (44)、H27 厚労告 95 七十一の四

・科学的介護推進体制加算

H12 厚告 21 別表 1 ウ、H12 老企 40 第 2 の 5 (45)、H27 厚労告 95 七十一の五

H18 厚労告 126 別表 7 オ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (45)、H27 厚労告 95 七十一の五

・高齢者施設等感染対策向上加算（新設）

H12 厚告 21 別表 1 ノ、H12 老企 40 第 2 の 5 (46) (47)、H27 厚労告 95 八十六の五

H18 厚労告 126 別表 7 ヤ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8 (47) (48)、H27 厚労告 95 七十一の六

・新興感染症等施設療養費（新設）

H12 厚告 21 別表 1 オ、H12 老企 40 第 2 の 5（48）

H18 厚労告 126 別表 7 リ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（49）

・生産性向上推進体制加算（新設）

H12 厚告 21 別表 1 ク、H12 老企 40 第 2 の 5（49）、H27 厚労告 95 八十六の六

H18 厚労告 126 別表 7 ケ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（50）、H27 厚労告 95 七十一の七

・介護職員等処遇改善加算

H12 厚告 21 別表 1 マ、H12 老企 40 第 2 の 5（51）、H27 厚労告 95 八十八

H18 厚労告 126 別表 7 コ、H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 8（52）、H27 厚労告 95 七十三

（２）特例入所の取扱い

★ 対象サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

平成 27 年 4 月 1 日以降の介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設」という。）への入所が原則要介護 3 以上の方に限定され、要介護 1 又は 2 の方は居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事情がある場合に、特例的な施設への入所が認められることとなりました。

静岡市では、これまで「静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領」に基づき特例入所の運用しておりましたが、「静岡市指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領」を定めました。（施行日：平成 29 年 7 月 1 日）

「静岡市指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領」については静岡市介護保険課のホームページをご覧ください。

（ https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000079.html ）

①特例入所の判断に当たって確認すべき事項

国ガイドライン	静岡市の判断基準
認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること	認知症高齢者の日常生活自立度 （ランクⅣ又はⅢか）
知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害基礎年金等 （交付等の有無、障害の程度又は障害等級等）
家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難	深刻な虐待の疑い等の情報の有無

であること	
単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること	家族等の状況（家族等による支援が期待できない状況か）
	介護サービスや生活支援の供給状況
居宅サービスの利用に関する状況など（入所の必要性の高さを判断する基準）	居宅サービス等の利用に関する状況（利用サービス内容や支給限度基準額に対する割合等）
必要に応じて、居宅における生活の困難度について担当介護支援専門員等から意見を聴取	

②具体的手続き

特例入所の取扱時には、下記の事項に留意してください。

ア 入所申込み受付時

（ア）平成 27 年 4 月 1 日以降、施設への入所が原則要介護 3 以上の方に限定されました。要介護 1 又は 2 の方は居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合に、特例的な施設への入所が認められるため、入所申込書に特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容について丁寧な説明を行い、特例入所の要件への該当に関する入所申込者の考えを記載してもらうようにしてください。

（イ）入所申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認められません。

イ 静岡市への意見照会

要介護 1 又は 2 の入所申込者のうち、入所申込者名簿の上位者で、優先入所検討委員会において具体的に優先入所順位の検討を行うことが見込まれる者について、施設は、静岡市に対して、特例入所対象者に該当するかを判断するにあたっての意見照会をしてください。

当初の意見表明を受けた日から 1 年以上経過した場合や入所申込者の状態等が大きく変化した場合は、再度、意見照会等を行ってください。

【提出書類】

- ・「指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する意見照会について」（標準様式 1）
- ・入所申込者の入所申込書の写し
- ・施設が特例入所対象者に該当すると判断した理由や参考資料等

【提出先】

静岡市介護保険課 事業者指導第 1 係

【提出期限】

優先入所検討委員会の開催予定日の 3 週間前

【静岡市回答】

原則として、意見照会を受けた日から2週間以内に意見表明します。

ウ 優先入所検討委員会での検討

優先入所検討委員会において、静岡市が特例入所該当者として意見表明を行った要介護1又は2である入所申込者について、特例入所対象者に該当するか否かを判断してください。

エ 記録の作成及び保存等

施設は、要介護1又は2の入所申込者について、特例入所対象者に該当するか否かの判断を行った場合は、当該優先入所検討委員会の協議内容等を記録し、これを2年間保存するとともに、判断結果を静岡市に報告してください。

オ 優先入所指針との関係

取扱要領は、特例入所の運用に関する事項を定めるものであり、入所申込者の入所の必要性の高さの判断は、静岡市指定介護老人福祉施設等優先入所指針に基づいて行ってください。

③よくある問合せ

よくある問合せについては以下のとおりです。

Q 1 保険者が静岡市ではない入所申込者についても静岡市へ意見照会を行うのか？

A 1 該当の保険者（他市町村）へ意見照会を行ってください。

Q 2 平成27年4月1日以降に入所した方が、要介護1又は2に変更になった場合は、退所しなければいけないのか？

A 2 「平成27年4月1日以降は、施設への入所が原則要介護3以上の方に限定され、要介護1又は2の方は特例的な入所が認められる」ことにかんがみ、平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1又は2に変更になった場合は、当該入所者が施設を退所した後、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて検討してください。

検討の結果、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると判断された場合は、引き続き当該施設に入所できます。

Q 3 Q2の場合、「施設を退所した後、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて検討する」とされているが、保険者市町村に意見を求めなければいけないのか？

A 3 施設のみでは判断が難しい場合に保険者市町村に意見を求めるなど、必要に応じて、適切に連携を図ってください。

(3) 緊急時等の対応方法の定期的な見直し

★ 対象サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和6年4月1日以降、介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとなりました。

また、**1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととなりました。**

＜緊急時等の対応方法に定める規定の例＞

- 緊急時の注意事項
 - 病状等についての情報共有の方法
 - 曜日や時間帯ごとの医師との連携方法
 - 診察を依頼するタイミング
- 等

(参考) 根拠法令等

H12老企43 第4の22

緊急時等の対応（基準省令第20条の2）

(1) 基準省令第20条の2は、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、あらかじめ配置医師による対応又はその他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものである。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連携方法、診察を依頼するタイミング等があげられる。

また、当該対応方針については、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更すること。見直しの検討に当たっては、施設内の急変対応の事例について関係者で振り返りを行うことなどが望ましい。なお、基準省令第28条第2項において、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応の確認をすることとされており、この確認について、当該対応方針の見直しとあわせて行うことも考えられる。